

○「36協定の作成」

時間外・休日労働を行わせる場合は、『労働基準法』第36条に基づく労使協定を締結し、事前に労働基準監督署長に提出しなければなりません。

従って、下記の場合には、『労働基準法』違反となりますので十分な注意が必要となります。

①届出をしないで時間外・休日労働を行わせた場合

②「36協定」に定める時間を超過して時間外・休日労働を行わせた場合

但し、自動車運転者については、「改善基準告示」に定められた拘束時間の限度枠内とする（整合性を持たせる）必要がありますが、実際には過労運転による交通労働災害や自動車運転者の健康障害の発生防止の観点から、限度枠一杯では無く、自社に見合った限度枠とする必要があります。

例えば、「改善基準告示」では、1か月の「拘束時間」は293時間が上限ですが、労使協定により1年のうち6か月までは320時間まで延長することが可能となります。この場合、1日の所定労働時間を8時間、休憩時間を1時間、30日の月で労働日数を21日とした場合には、最大で127時間の時間外労働が可能となりますが、この限度枠一杯の時間外労働をすることは過重労働による健康障害にも繋がる恐れがあることから控える必要があります。

○「健康診断の実施」

健康障害の予防に向けては、日頃からの健康管理が大変に重要であり、その基本的な取組として「健康診断」がありますので、所定の手続きにより「健康診断」を適切に実施するようにしなければなりません。

①常時使用する労働者に対し、1年以内に1回、「定期健康診断」を実施しなければなりません。

②深夜業（午後10時から午前5時）に常時従事する労働者に対しては、上記の「定期健康診断」とは別に、6か月以内に1回の「特定業務従事者健康診断」を実施しなければなりません。

○「健康診断結果に基づく適切な事後措置の実施」

健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者（有所見者）については、健康保持のために必要な措置についての医師の意見を聴き、必要な事後措置を講じなければなりません。この場合の医師は、「産業医」であることが必要です。

医師の意見については、「健康診断個人票」の「医師の意見欄」に下記の該当する内容で記入する必要があります。

①「通常勤務」・・・通常の勤務で良いもの。

②「就業制限」・・・勤務に制限を加える必要があるもの。

③「要休業」・・・勤務を休む必要があるもの。

○「長時間労働者に対する医師による面接指導」

労働安全衛生法では、過重労働による健康障害を防ぐために、長時間の時間外・休日労働者に対して、一定の要件のもと、「医師による面接指導」の実施を義務付けています。

この面接指導を行う医師は「産業医」や「地域産業保健センター」などの産業医資格の要件を備えた医師であることが望ましいとされています。

○「面接指導等の対象となる要件」

① 時間外・休日労働時間が1か月当たり100時間を超えて疲労の蓄積が認められる労働者が面接指導の対象（義務）となります。

② 時間外・休日労働時間が1か月当たり80時間を超えて、疲労の蓄積が認められる労働者や健康上の不安を有している労働者のほか、事業場で定めた基準に該当する労働者に対しても、面接指導の対象（努力義務）となります。

○「地域産業保健センターの活用」

労働基準監督署単位に県内に7か所の「地域産業保健センター」があり、上記の「健康診断結果に基づく医師からの意見聴取」、「長時間労働者に対する面接指導」等の各種サービスを無料で実施しておりますので、詳しくはお問合せ下さい。